

税

身体障害者に対する 軽自動車税の減免について

減免の対象となる軽自動車等は、身体障害者等が取得し、又は所有する軽自動車等（身体障害者で年齢が18歳未満の者又は精神障害者にあつてはその者と生計を一にする者が取得し、又は所有する軽自動車等を含む。）で、その身体障害者もしくは精神障害者と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するものうち、**1台に限り減免**されます。

- 減免の申請には、次のものが
必要です。
- ① 身体障害者手帳・戦傷病者手帳又は療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
 - ② 運転免許証
 - ③ 軽自動車税納税通知書
 - ④ 印鑑
- なお、軽自動車税の減免を受けようとする場合は、納期限7日前まで（5月24日（金）

まで）に手続きを済ませてください。
※期限を過ぎたものについては、受付できません。ご注意ください。

お問合せ先
役場税務課町民税係
☎985-4110

介護

介護保険標準負担額等減額申請について

介護保険施設（老人保健施設、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム）に入所又は入院している方は食事にかかる標準負担が必要ですが、次の方は、標準負担額が減額されますので、申請してください。

- なお、現在減額されている方も、認定の有効期間が5月31日（金）で切れますので、再度更新してください。
- ① 住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税である場合（1日当たり本人負担500円）
 - ② 生活保護世帯又は老齢福祉

年金受給者であつて住民基本台帳の世帯全員が町民税非課税である場合
（1日当たり本人負担300円）
※標準負担減額認定申請書は、各施設にも送付しています。

お問合せ先
役場介護保険課介護給付係
☎985-4115

保険料の納め忘れはありませんか！

滞納期間に応じて次のような措置が講じられます。

- 保険料を1年以上滞納している場合
サービスの利用者が費用の全額を負担し、申請により後で給付が行われます（償還払い）。
- 保険料を1年6か月以上滞納している場合
前記により償還払いされる費用の全部又は一部が差し止められます。さらに、滞納している保険料の額と差し止めた給付の額とを相殺する場合があります。
- 保険料を2年以上滞納して

いる場合
利用者負担が1割から3割負担に引き上げられるほか、高額サービス費などの支給が受けられなくなります。

お問合せ先
役場介護保険課保険料係
☎985-4115



介護保険サービス事業者が追加されます

「広報まさき」4月号にあわせて配布した「介護保険サービス事業者ガイドブック」に、登録されています。皆さんに介護サービスを提供する事業者です。今後ともご活用ください。

事業者	連絡先	サービス提供日時	サービス内容	その他・備考
しのぎ医院	〒791-3132 松前町西高柳246-4 ☎985-2000 FAX985-3116	随時	訪問看護 居宅療養管理指導	
愛媛福祉器具(有)	〒790-0811 松山市本町5丁目6-1 ☎923-5770 FAX923-5770	9:00～17:00 土曜日9:00～12:00 休み：日曜日、祝日、 年末年始	福祉用具貸与	福祉用具購入・ 住宅改修の相談 にも応じます。

お問合せ先
役場介護保険課介護給付係
☎985-4115